

# ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTBなど本文第2項に掲げる主催各社のパッケージツアーに適用させていただきます。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 主催旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する主催旅行会社(以下「当社」といいます。)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
  - ㈱ジェイティービー(東京都品川区東品川2-3-11 国土交通大臣登録旅行業第64号)
  - ㈱ジェイティービーサンアンドサン(東京都豊島区東池袋4-39-11国土交通大臣登録旅行業第568号)
  - ㈱ジェイティービーサンアンドサン中部(名古屋市中村区椿町15-21国土交通大臣登録旅行業第846号)
  - ㈱ジェイティービーサンアンドサン西日本(大阪市北区中之島2-3-18国土交通大臣登録旅行業第803号)
  - ジェイティービー沖縄㈱(那覇市久茂地2-14-3国土交通大臣登録旅行業第1492号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び当社旅行業約款主催旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によりします。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記に記載の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。  
お申込金(おひとり)

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

- (2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをいたしました。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。電話によるお申し込みの場合は、本項(2)により申込金を当社が受理したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合には、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(1)の定めにより契約が成立いたします。
- (4)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様への承諾を得て、お客様がウェイトリングの状態でお待ち頂ける期限を確認したうえで、お客様をウェイトリングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます(ウェイトリングの登録は予約完了を保证するものではありません。)。ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトリング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。
- (5)本項(4)の場合で、ウェイトリングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)①慢性疾患をお持ちの方、②現在健康を損なっている方、③妊娠中の方、④障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。当社は、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)契約は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その

- 他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。  
ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に主催旅行のお申し込みがなされた場合においては、旅行開始日までに交付します。
- (3)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面及び最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日(起算してさかのぼって13日目にあたる日)以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無して旅行代金(申込金、追加代金として表示したのを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「金額の算出の際の基準」となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものを、

上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
  - (1)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
  - (2)クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税。
  - (3)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金。
  - (4)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料・拝観料・食事代・写真代・交通費等)。
  - (5)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 10. 追加代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
  - (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
  - (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
  - (3)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
  - (4)パンフレット等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更(更に要する運賃差額)。
  - (5)その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの。

## 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に於かない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12. 旅行代金の変更

- (1)当社が利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (2)前項の事由により旅行内容を変更したことから、旅行の実施に要する費用が増加するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利

用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないうときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を受けます。

## 15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
  - ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。
  - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
    - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
    - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
    - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - d. 当社がお客様に対し、第5項(2)記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。
    - e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
  - ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
- (2)当社の解除権
  - ①お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
  - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
    - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
    - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
    - d. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
    - e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
    - f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)から違約料を差し引いて払戻しをいたします。また、本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)の全額を払戻しいたします。

## 16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
  - ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
  - ②お客様の責に帰さない事由により契約書面に従ったサービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。
- (2)当社の解除権
  - ①当社は次に掲げる場合において旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。
    - a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
    - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わぬとき、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。